

# KAMEYAMA かめやま 市議会だより

第 27 号

平成22年 2月1日

発行・三重県亀山市議会  
編集・市議会だより編集委員会  
三重県亀山市本丸町577

☎(0595)84-5059

E-mail : gikai-city.kameyama@zvtv.ne.jp

URL <http://www.city.kameyama.mie.jp/gikai/>



2010 かめやま“江戸の道”シティマラソン大会

## 議会の主な動き

### ◆ 1月 ◆

- |     |                                 |      |     |   |      |
|-----|---------------------------------|------|-----|---|------|
| 13日 | 三重県市議会議長会定期総会                   | 四日市市 | 25日 | 関西本線複線電化促進協議会                             | 名古屋市 |
| 15日 | 常任委員会正副委員長懇談会                   |      | 26日 | リニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山<br>市民会議中央要望（26・27日）東京 |      |
| 18日 | 会派代表者会議                         |      | 27日 | 議会のあり方等検討特別委員会                            |      |
| 20日 | 全員協議会<br>議会運営委員会<br>市議会だより編集委員会 |      | 28日 | 公営企業経営問題特別委員会                             |      |
| 22日 | 議会のあり方等検討特別委員会理事懇談会<br>総務委員会協議会 |      |     |   |      |

平成21年12月定例会は、11月30日に招集され、12月17日までの18日間の会期で開催しました。開会日には、市政及び教育行政の報告を受けた後、議案23件、報告1件が上程されました。

30日には、4議案を先議し、8日には上程各議案に対する質疑を、9日と10日は市政に関する一般質問を行い、議案については、それぞれ所管の常任委員会へ付託いたしました。

17日の最終日には、各委員会委員長から付託議案の審査報告を受け、追加提案された1議案とともに採決の結果、原案のとおり可決、了承等することに決しました。

## ■ ■ ■ ■ ■ 12月定例会議案一覧 ■ ■ ■ ■ ■

### ◆ 条例の制定・改正

**議案第73号 亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について** (可決)

教育における地方分権を推進し、市の独自性を発揮できるようにする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣旨を受けて、これまで教育委員会の所管に属していた学校における体育に関することを除くスポーツに関する事務及び、文化財の保護に関することを除く文化に関する事務を、市長部局のもとで管理し、執行する条例の制定

**議案第74号 亀山市行政組織条例の一部改正について** (可決)

地方分権改革と市民参画が急速に進展する中、限られた人材で市民の多様なニーズに迅速に対応し、市民のくらしの質を高めるため、職員自らが考え、自治体経営を行う組織の実現を目的として組織・機構改革を実施するための改正

**議案第75号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について** (可決)

雇用保険法等の一部を改正する法律において、船員保険法が一部改正され、労働者災害補償保険制度に統合されることから、市における非常勤の職員の補償制度においても、当該職員が船員保険の被保険者である場合は、地方公務員災害補償法の規定に基づく本条例による補償を受けることとする改正

**議案第76号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について** (可決)

平成21年8月11日の人事院勧告にかんがみ、議会の議員の期末手当を引き下げる改正

**議案第77号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について** (可決)

平成21年8月11日の人事院勧告に準じて、市長及び副市長の期末手当を引き下げる改正

**議案第78号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について** (可決)

平成21年8月11日の人事院勧告に準じて、教育長の期末手当及び勤勉手当を引き下げる改正

**議案第79号 亀山市職員給与条例等の一部改正について** (可決)

平成21年8月11日の人事院勧告に準じて、職員の期末手当の引き下げ等を行う改正

**議案第80号 亀山市税条例の一部改正について** (可決)

市税納付は、金融機関での窓口納付の浸透や、口座振替納付が4割を超えていること、また全期分の一括納付が可能な納税者にしか適用されないなど納税者間に不公平感が生じていることから前納報奨金制度を廃止するための改正

## 議案の審議結果 (起立採決をとった議案について掲載)

※ ○印は賛成 ×印は反対      なお、議長水野雪男は採決に加わっておりません。

議 席 番 号	1	2	3
議 員 名	豊 田 恵 理	福 沢 美 由 紀	森 美 和 子
議 案 名			
議案第74号 亀山市行政組織条例の一部改正について	○	○	○
議案第76号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	○	○	○
議案第77号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	○	○	○
議案第78号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について	○	○	○
議案第79号 亀山市職員給与条例等の一部改正について	○	×	○
議案第84号 平成21年度亀山市一般会計補正予算(第5号)について	○	○	○
議案第93号 財産の取得について	○	×	○
議案第94号 財産の取得について	○	×	○

議案第81号 亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について (可決)

厚生年金保険法等の一部を改正する法律に伴い、当市の後期高齢者医療の被保険者についても保険料の延滞金の利率を軽減する期間を延長するための改正

議案第82号 亀山市公共下水道条例の一部改正について (可決)

公共下水道への排水設備の接続については、市が指定した工事店が申請者に代わって申請することから、指定工事店を適正に把握するため、その指定の期間を短縮する改正

議案第83号 亀山市営住宅条例の一部改正について (可決)

昭和25年度に建設された若草住宅15戸のうち4戸の用途を廃止するため、戸数を「15」から「11」とする改正

◆平成21年度補正予算

議案第84号 平成21年度亀山市一般会計補正予算(第5号)について (可決)

議案第85号 平成21年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について (可決)

議案第86号 平成21年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について (可決)

議案第87号 平成21年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について (可決)

議案第88号 平成21年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について (可決)

議案第89号 平成21年度亀山市水道事業会計補正予算(第1号)について (可決)

議案第90号 平成21年度亀山市工業用水道事業会計補正予算(第1号)について (可決)

議案第91号 平成21年度亀山市病院事業会計補正予算(第2号)について (可決)

議案第92号 平成21年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算(第1号)について (可決)

◆その他

議案第93号 財産の取得について (可決)

学校のICT環境の整備及び教育の情報化を図るため、パソコン等の取得について議会の議決を求めるもの

議案第94号 財産の取得について (可決)

学校のICT環境の整備及びテレビのデジタル化を図るため、テレビ等の取得について議会の議決を求めるもの

議案第95号 亀山市名誉市民の推薦について (可決)

亀山市名誉市民に中村晋也氏を推薦するにあたり、議会の議決を求めるもの

議案第96号 亀山市教育委員会委員の任命について (同意)

任期満了となる村山竹則氏を、引き続き委員として任命することについて議会の同意を求めるもの

◆報告

報告第26号 寄附受納について

川崎町地内の土地、建物及び現金2,000万円の寄附受納の報告 (了承)

4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	20	21	22
鈴木達夫	岡本公秀	伊藤彦太郎	前田耕一	中村嘉孝	宮崎勝郎	片岡武男	宮村和典	前田稔	服部孝規	小坂直親	松上孝	竹井道男	池田依子	大井捷夫	葛西豊	櫻井清蔵	森淳之祐
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○
○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○
○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○
○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×

## 議案質疑には14名の議員が質問を行いました。内容は次のとおりです。 (質疑一覧中、太字の質疑について、質疑の要旨、答弁を記載しています。)

### 竹井道男《市民クラブ》

#### 議案第79号

##### 亀山市職員給与条例等の一部改正について

##### 1 住居手当廃止について

- ・なぜ廃止するのかについて
- ・段階的な改正の検討はしなかったのかについて
- ・他市での改正の状況について

**問** 今回の改正は、世帯主である職員に対し、新築又は購入後5年間支給していた月額2,500円の住居手当を廃止するものである。人事院勧告では、公務員給与について民間との格差を給料の減額と住居手当の廃止により解消しようとするもので、一部の職員にしか支給されていない住居手当の廃止により、格差の解消を図るのはなぜか、考え方を伺う。

住居手当の支給対象職員は、給料の減額に加えて、住居手当分を上乗せして給与引き下げとなるのか。

人事院勧告に準拠することは理解するが、賃金カットを行っている民間企業では、全員の賃金を薄くカットし、全員で痛みを分けあっている。住宅手当が支給

されている少数職員に対する給与減額が多額とならないよう、職員全体で広く薄く給与額を減額するという議論はなかったのか。また、段階的に住居手当を減額していくことは検討しなかったのか。

**答** 国の住居手当の目的は、主に自宅の維持管理の費用を補うことである。しかし、創設以来、手当額の改定が行われないなど、趣旨が定着しなかったことから、人事院勧告に住居手当の廃止が盛り込まれ、本市も廃止しようとするものである。

また、住居手当の廃止分を全職員の給料を減額することで、住居手当を残すことは可能であるが、人事院勧告を尊重し、廃止することをご提案した。

当市は、既に人事院勧告に従い住居手当の廃止した経緯があり、段階的措置は必要ないと判断した。

### 櫻井清蔵《ぽぷら》

#### 議案第76号

##### 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

#### 議案第77号

##### 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

#### 議案第78号

##### 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について

#### 議案第79号

##### 亀山市職員給与条例等の一部改正について

1 6月において人事院の勧告に基づき期末・勤勉手当の改正が行われた際、一般職員の改正分は0.2ヶ月分で、市長、副市長、教育長、議員は0.15ヶ月分であった。

このたびの改正においては、一律0.15ヶ月となっているがその結果、年間の期末・勤勉手当において市長、副市長、教育長の手当支給率を一般職員と同率とした根拠を知りたい

2 なお、21年6月の改正前は、一般職員の支給率は年間4.5ヶ月であり、市長、副市長、教育長の支給率は4.45ヶ月であった中、このたび同率にした根拠についてを知りたい

**問** 改正前は、市長、副市長の期末手当支給率のほうが、一般職員よりも高いのはなぜか。今回の改定で、勧告どおり一般職員については0.15ヶ月分、特別職及び議員は、0.2ヶ月分の削減を行い、一般職員の支給率を特別職より高くすべきではないか。選挙で選ばれた市長、議員及び特別職は、市民に範を示すため、支給率を更に引き下げるべきではないか。

四日市市では、議員の期末手当を3.35ヶ月から3.1ヶ月に削減している。当市も4.05ヶ月を3.75ヶ月にするのではなく、四日市市並にする考えはないか。また、期末・勤勉手当制度ができた時、一般職員は4.5ヶ月分、特別職は3.5ヶ月分と一月の差が設けられ、内閣総理大臣も3.1ヶ月分を踏襲されている。期末・勤勉手当の制度ができた時に戻すという考えはないか。

**答** 本年5月に出された臨時の人事院勧告で、6月期の期末・勤勉手当について、市長、副市長、教育長は、国の指定職に準じた取り扱いとしたため、一般職員と比較して、削減幅が0.05ヶ月分下回った。

今回の改正により、特別職と一般職員の年間の支給率は同率の支給割合となった。

亀山市は、今日まで、人事院勧告準拠を基本として運用が行われてきた。市長、副市長、教育長、議員の期末手当及び一般職員の期末・勤勉手当は、人事院勧告を十分勘案した上で総合的に判断した。

## 服部孝規《日本共産党議員団》

### 議案第79号

#### 亀山市職員給与と条例等の一部改正について

- 1 人事院勧告の基本的な性格と地方公務員法での給与決定の原則を確認したい
- 2 公務員給与が地域の企業や団体などに与える影響や地域経済に与える影響をどう考えるのか
- 3 住居手当の持ち家部分の廃止については、広域的な異動が多く公務員宿舍や借家住まいの多い国の職員と持ち家の多い地方公務員を同列に扱えるのか

**問** 地域の民間企業で従業員の給料を公務員並みにしているところが結構ある。公務員の給与水準は、地域全体の給与水準に大きな影響を与えている。本年6月定例会で、人事院の臨時勧告に準拠して公務員のボーナスの引き下げを行った。このとき民間企業の8割がまだボーナスの決定をしていない状況で、先に公務員のボーナスの引き下げを行ったことから、大きな影響を与えてしまった。

公務員の給与が下がると、地域の企業や市の給与に準じた団体は、当然それに合わせ引き下げをする。賃金が下がると、消費の問題にも波及する。消費者の懐

が温まらないと、どのような政策を行っても消費拡大にはつながらない。一方で消費拡大のための大抽選会のような企画を行い、一方で消費を冷え込ますようなことを行っている。今回の市職員給与等の引き下げは、地域経済に大きな影響を与えるという点で重大な問題と思う。

公務員の給与の引き下げが民間に波及し、それを反映した人事院勧告でさらに公務員の給与が引き下げられる。こうした賃金の引き下げの悪循環が起こることを危惧している。今回の引き下げが、この悪循環を招くということに対してどのように考えているのか。

**答** 公務員は、民間企業と異なり、争議権や団体交渉権など労働基本権が制約されている。それにかわる措置として、人事院勧告制度があり、当市は、この人事院勧告を尊重し、これを基本に給料改定を行っている。

人事院は、民間の給料実態調査を行い、公務員の給料について勧告を行っている。公務員の給料の引き下げが賃金引き下げの悪循環を招くともいえるが、人事院は民間の調査に基づき、勧告を行っており、地方公務員は、これが基本であると考えている。

## 前田耕一《市民クラブ》

### 議案第73号

亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

- 1 スポーツ及び文化に関する事務の所管換えについて

### 議案第74号

亀山市行政組織条例の一部改正について

- 1 文化部の新設とその目的について
- 2 文化スポーツ室設置について

### 議案第84号

平成21年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

- 1 第2款 総務費のうち第1項総務管理費について

### 議案第95号

#### 亀山市名誉市民の推薦について

- 1 彫刻家 中村晋也氏の推薦に至る経緯及び目的について
- 2 名誉市民の称号を贈った後の対応について
- 3 旧亀山名誉市民の取扱いについて

**問** 亀山市名誉市民として、鹿児島市に在住の彫刻家中村晋也氏の推薦に至る経緯とその目的について伺う。

今回の名誉市民の推薦について、行政としての対応が遅過ぎる。名誉市民条例が制定されてから約1年を

経過している。中村晋也氏との交流を深める活動がなされ、同氏の人物については十分理解できたと思うが、文化勲章を受章されたのは、作品が芸術的にすぐれているからである。当市で作品展や講演会を開催するなど市民に向けての対応がまったく行われていない。行政の対応としてよいのか。

今回名誉市民の称号をお贈りする時期、その後の中村氏と亀山市との交流をどうしていくのか。

新亀山市として初めての名誉市民と、旧亀山市がお贈りした名誉市民5名が既にみえることから、市民から見るといずれも同じように理解されると思うが、整理すべきでないか。

**答** 中村晋也氏は、彫刻界の第一人者で平成19年に文化勲章を受章された。また、18歳まで亀山市に住まわれるなど、本市にゆかりの深い方で、郷土の誇りとして本市の名誉市民に推薦させていただいた。

名誉市民の称号を贈呈した後は、亀山市の文化の進展にご協力いただきたいと考えている。また、名誉市民の贈呈は市制施行5周年を考えている。

旧亀山市の名誉市民は、名誉市民簿を永久保存し、博物館に功績等の展示を決定している。新しい名誉市民は、一層市民の目に触れるように考えている。

## 葛西 豊 《ぼぷら》

### 議案第95号

#### 亀山市名誉市民の推薦について

##### 1 名誉市民としてのイメージが希薄である点について尋ねる

- 2 名誉市民条例施行規則第3条に名誉市民審議会があるが、市長に委嘱された委員でどのような審議がされたのか
- 3 今回の名誉市民の対象者は、他にもおられたのではないかと

**問** 名誉市民に推薦されている中村晋也氏は、当市の名誉市民としてのイメージが希薄である。同氏は、昭和3年から昭和19年まで亀山市に在住をされたが、亀山市で生誕されたわけではない。

また、提案理由の説明では、文化勲章受章者であり、文化の振興と発展に努められたとあるが、これは国家・国民のためには非常に私は素晴らしい人材であろうと思う。文化勲章の受章は、国家・国民に対し栄誉を受けられたということでのよいのではないかと。当市のどこに中村晋也氏の名誉をたたえるものがあるのか。

議会の議決を得た後に作品展示をやっていきいたいとのことだが、今まで市長と副市長が鹿児島へ行って同氏と交流を図ったというだけである。中村氏が卒業された神戸高校には作品が展示されていると聞いている。市民が市役所などにみえて、何か目にする事ができるもの、周知できるものがあるのか。

**答** 昨年、制定された亀山市名誉市民条例に基づき提案している。現在、中村晋也氏の彫刻は市内に展示をされていないが、今後、同氏と相談させていただきたい。

今日に至る中村晋也さんの功績は、彫刻を通じて文化という切り口で培ってこられたすべてに対して評価がなされ文化勲章を受章されたと考えている。今日までの地道な活動と功績を当市が名誉市民としてたたえ、今後のまちづくり、人づくりに役立たせるという趣旨での提案である。

## 福沢美由紀 《日本共産党議員団》

### 議案第84号

#### 平成21年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

##### 1 民生費（老人福祉費）のうち介護予防支援センター費について

- 2 土木費（住宅費）のうち戸建て住宅取得支援事業について

### 議案第85号

#### 平成21年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

- 1 保険給付費について
- 2 保健事業費について

**問** 介護予防支援センター費は、療育に関する予算と聞いているが、現在の療育はどのようなものなのか、対象者、訓練、その意義、目的、回数、スタッフの状況を伺う。また、療育に関する補正予算の内容について伺う。

6月定例会において、療育の場所及び人材配置の拡充を行うとの答弁があった。相談・訓練できる場所を

確保することは高く評価する。場所が確保されることで、どのような効果があるのか。

障がいを持っている子供とそのお母さんは、育児サークルに入っていくづらいい中で、居場所としての機能も必要ではないか。訓練と居場所という意味でも、週に1回は事業を実施する必要があると思う。人材配置を拡充することに対して、どのように考えているのか。

急激に発達する時期は子供のときであることから、スピードをもって取り組んでいただきたい。

**答** 療育相談事業は、障害者総合相談センター「あい」で家庭相談員、保健師及び感覚統合訓練士等を配置し、個別・集団とも週1回実施をしている。

平成20年度は、小集団の療育を43回、個別訓練の療育を46回それぞれ開催した。

今回の補正予算は、子ども総合支援室の発達障がい児の療育をする場所の改修費用である。場所が確保できることで、療育機材の準備が容易となり、これまで以上に対象児童の発達促進が期待でき、また療育の回数をふやすことも考えられる。

## 大井捷夫《新和会》

### 議案第73号

#### 亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について及び

### 議案第74号

#### 亀山市行政組織条例の一部改正について

- 1 条例改正の背景と改正の目的、考え方について
- 2 現組織の問題点、検証結果について
- 3 **文化部のあり方について**
  - ・教育委員会の芸術文化、スポーツが所管替えとなるが、教委での学校教育、生涯学習、社会教育での文化やスポーツ振興の区分（分掌）をどう考えるのか。また、文化財保護への対応、歴史遺産の保護について
- 4 市民サービス、窓口一本化という面での配慮はあるのか
- 5 関支所の部制への変更と関ロジの所管替えについて
- 6 子ども総合センターについて

### 議案第95号

#### 亀山市名誉市民の推薦について

- 1 名誉市民推薦に至る経過について
- 2 名誉市民審議会のメンバーについて
- 3 本人への打診について
- 4 名誉市民として認められた後、どのように情報発信、市民への周知をしていくのか

## 池田依子《緑風公明クラブ》

### 議案第73号

#### 亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

- 1 機構改革を必要とする背景は何か
- 2 提案に至るまでの経緯は、どのように検証されたのか
- 3 20年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されているが、なぜ今頃条例改正か

### 議案第74号

#### 亀山市行政組織条例の一部改正について

- 1 男女共同参画について

### 議案第84号

#### 平成21年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

#### 1 民生費 子育て応援特別手当支給事業の△56,604千円減額補正について

**問** 民生費の子育て応援特別手当支給事業の5,660万4,000円の減額補正について伺う。

子育て応援特別手当は、経済情勢が大変厳しい状況にあることから、子育てを行う家庭に対し、平成21年度については第1子まで拡大して支給するとのことであった。しかし、1ヵ月もたたないうちに、市長から子育て応援特別手当の執行停止をすとの説明と厚

**問** 自治体の文化戦略という観点から、市長の文化に対する考え方について伺う。

現在、教育委員会の所管事務となっている芸術・文化・スポーツが今回の組織機構改革により新しく設置される文化部の所管事務に移管される。新しく設置される文化部のあり方について、教育委員会の学校教育、生涯学習、社会教育で文化やスポーツ振興の事務を所管していることをどのように考えているのか。

また、文化財保護、歴史遺産の事務についても教育委員会から完全に分離をして所管するのか。

**答** 地域の輝きが増し、あるいは市民の暮らしの質を高めるという視点において、自治体の文化戦略は非常に重要であると考えている。市民が誇りを持って暮らすことができるという視点で、文化・芸術、歴史は、非常に重要な要素であると思っている。

また、今回、組織の機構改革において文化部を新設し、今後の当市の文化政策を一元的に展開していくという趣旨で、組織機構の改革を行う。

スポーツ及び文化振興は、地域の特性や住民の意向に応じたまちづくりの観点から、他の地域振興の諸施策とあわせて市長部局で一元的に展開するほうがより利点がある。

生労働大臣のおわび文書の写しを受け取った。

政権交代とはいえ、あつてはならないことである。市長は国の事業だからやむを得ないと受け入れたのか、また国に対して申し入れをしたのか。

執行停止に対して、当市で混乱はなかったのか。他の自治体では単独で支給を決めたところもあるが、当市でも独自の支給を検討したのか。また、今後の子育て支援策についての考え方を伺う。

**答** 子育て応援特別手当の予算執行停止は、実施が予定されている従来の児童手当にかわる国の子供手当の創設など、子育て支援策を強力に進めるため、子育て応援特別手当の執行を停止するとのことである。この通知を受けやむなく中止した。

また、市としての対応を検討したが、国の予算の執行停止は子育て支援をさらに進めるためのもので、市単独では代替施策を行わないことにした。なお、既に対象者に案内を送った自治体では、多少の混乱があったと聞いている。

子育て支援は、非常に重要な政策であると強く認識しており、今後も教育や子育てについて、亀山独自の施策を国等の施策を活用し推進していく。

## 竹井道男《市民クラブ》

### 議案第73号

亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

- 1 事務分離の手續きについて
- 2 文化財保護や歴史博物館の事務について
- 3 教育委員会の次長制について

### 議案第74号

亀山市行政組織条例の一部改正について

- 1 今回の組織改正の目的について
- 2 組織のフラット化に逆行した組織改正ではないのかについて
- 3 部長制の大胆な組織編成は、検討しなかったのかについて
- 4 人材育成について

**問** 行政組織を部・室制として約4年間が経過したが、これまでの成果、また課題は何か。また、今回の改正理由と期待する効果は何か。

今回の組織・機構の改革は、組織のフラット化ではなく、組織の細分化、肥大化になっているのではないのか。室の細分化は、意思決定が速くなり、仕事が迅速になるが、部を分割すると、組織が横断的となり、迅速な意思決定ができるとは思えない。今回の改革は、

部の新設や部の分割がなされることから、横の連携が弱くなり、組織の縦割りが強くなる懸念を持つがどう考えているのか。

行政組織の運営にあたっては、組織に見合う人材育成が必要で、組織と人材の双方がそろってよい組織ができる。今までリーダー研修など、さまざまな研修を行っているが、今後も人材育成によりマネジメント能力に秀でた職員を育成していかないと、組織の機能を十分発揮できないと考える。見解があれば、お伺いしたい。

**答** 今回の組織改革は、現行を検証し、課題の改善と情勢変化に対応できる分権時代に適した自治体経営を目指すものである。前回の組織改革で迅速な対応、縦割り型組織の弊害の改善、職員削減などの点で成果があった。

今回の組織・機構改革では、新設する部等は横断的に組織力が発揮できるよう関連性の高い室で再編している。一方、新設の室は、より専門性を高めており、組織のフラット化に逆行していない。

人材の育成については、政策立案する能力などの向上が求められており、さまざまな機会を通じて必要な能力の向上に努めていきたい。

## 伊藤彦太郎《ぼぷら》

### 議案第73号

亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

- 1 制定の必要性について
- 2 市長の職務権限の内容について

### 議案第74号

亀山市行政組織条例の一部改正について

- 1 今回の改正による効果について
- 2 市長のマニフェストとの整合性について
- 3 新組織の内容について

### 議案第80号

亀山市税条例の一部改正について

- 1 前納報奨金を廃止することについて  
・提案理由にある「不公平感」とは何か  
・「廃止」でしか「不公平感」は無くせないのか

### 議案第82号

亀山市公共下水道条例の一部改正について

- 1 改正の効果について

**問** 税金の前納報奨金制度の廃止を内容とする税条例の一部改正について、提案理由に納税者間に受益の不公平感が生じているとあるが、どうか。

制度を廃止することでしか不公平感をなくすことができないのか。給与や年金から特別徴収している納税者にこの制度が適用されないのであれば、前納報奨金という形ではなく、別の方法で不公平感をなくすことができるのではないのか。制度を廃止しなければ不公平感の解消ができなかったのか、またその検討はしなかったのか。

この制度の目的として、年度当初における早期資金確保があることから、この点において効果があったのではないのか。ある意味インセンティブになっていたのではないのか。この制度の廃止によって、早期資金確保が懸念される。

**答** 地方税法で、納税奨励金は普通徴収での個人の市民税及び固定資産税などに限り認められている。このため、給与や年金から特別徴収される方や一括納付の困難な方には認められず、口座振替などで一括納付される方との間に不公平感がある。

前納報奨金制度は、戦後まもなく納税の奨励や意識の向上、財源の早期確保などを目的に設けられた。今日では、社会状況が大きく変化し、納付環境も大きく変化した。当市でも、年度当初の資金確保も安定化し、制度の役割は終えた。



議案第93号

財産の取得について及び

議案第94号

財産の取得について

- 1 2つとも市外の業者が落札したが、これで臨時交付金の目的である地域経済の活性化が図られるのか
- 2 9月議会で企画政策部長は、「可能な限り地域と事業者の活性化につなげる努力をしたい」と答弁しているが、どんな努力がされたのか

議案第73号

亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について及び

議案第74号

亀山市行政組織条例の一部改正について

- 1 約4年間の部・室制についてどのような評価をしているのか
- 2 新しい部、室をつくったり、これまでの室を廃止したりしているが、その考え方を問う

**問** 地域経済対策を目的に国の臨時交付金を財源とした小・中学校のパソコンと、デジタルテレビ及び電子黒板の予算化について、9月定例会で臨時交付金は、国、県、地域それぞれのレベルでの経済の

活性化をねらって対策がなされた。また、可能な限り、地域と事業者の活性化につながる努力をしてみたいと答弁している。具体的にどんな努力をしたのか。

納入事業者の選定において、地元の事業者が落札するのが臨時交付金の趣旨に一番合致すると考える。今回は、パソコンとデジタルテレビ及び電子黒板をそれぞれ一括入札したが、地元の事業者は落札できなかった。入札参加資格を地域要件として市内に本店等を有する事業者に限定してしまうやり方はできなかったのか。

また、地域限定の一般競争入札あるいは地域要件のついた総合評価方式は考えなかったのか。

**答** 今回の公共調達では、地域経済の活性化を図るため、地元事業者の受注機会を可能な限り確保できるよう検討した。しかし、競争性の確保という観点も踏まえ、入札を執行したが、残念ながら市外業者が落札をした。また、今回の入札においては、市内業者のみでは設定金額に見合った指名事業者数を確保できないため、市外事業者も指名した。

入札方式については、当市では指名競争入札で実施しており、今後、一般競争入札も検討していきたい。総合評価方式については、物品調達で執行したことがなく、今回も検討しなかった。



## 森 淳之祐 《緑風公明クラブ》

### 議案第74号

亀山市行政組織条例の一部改正について

- 1 今回の亀山市行政組織条例の一部を改正するにあたり、平成18年4月に改正された現在の行政組織の検証は充分になされたのか
- 2 市長は今回の改正により職員に何を求め、どのような行政をめざそうとされるのか。また、この改正の中で市長が特に力点を置き注目と期待をされているところはどこなのか

### 議案第94号

財産の取得について

- 1 教育施設用デジタルテレビ、電子黒板等備品購入にあたり、特にこの目的をふまえた上での入札方法なども充分に考慮されたのか

### 報告第26号

寄附受納について

- 1 今回の寄附受納についての行政の受け止め方とその活用について

**問** 国の臨時交付金を財源にして、教育施設用デジタルテレビ及び電子黒板を購入するにあたり、地域経済の活性化という交付金の目的を踏まえた上で入札方法などを検討したのか。桑名市、伊賀市、津市などでは、

すべて家電店が落札している。教育用デジタルテレビと電子黒板を一括して入札した目的は何か。デジタルテレビと電子黒板を分離して、それぞれ入札してもよいのではないか。

行政として、単に購入事業者を決めればよいということではなく、その事業の目的を考え、どうすればその目的を達成できるのかということを全庁的に考え、気づいた職員がいれば意見を言うことが必要だと思う。

次に、今回、現金2,000万円と土地建物が寄贈されたが、寄附された方の遺志がどこにあったのか、行政として遺志を受け継いだ中でその活用を伺う。

**答** 教育施設用デジタルテレビ及び電子黒板購入は、地域経済の活性化を図るため、地元事業者の受注機会を可能な限り確保できるように数量、納期など仕様を決定した。電子黒板も、市内事業者による納入が可能な機器であり、分割せず一括で発注の方が価格面で有利であると判断した。

次に、ご寄附については大変ありがたく思っている。また、寄附物件は、寄附の目的に沿った活用方法を検討する。現金は、地域福祉に役立ててほしいとのご遺志を承っており、活用方法が決まるまでの間、地域福祉基金へ積み立てを行う。

## 櫻井清蔵 《ぼぷら》

### 議案第74号

亀山市行政組織条例の一部改正について

- 1 主な改正の根拠は
- 2 現行の人員の配置、改正後の配置との整合性について
- 3 各部、室等の事務分掌規程及び人員配置について

**問** 行政組織条例の一部改正について、主な改正の根拠を伺う。

保育園、幼稚園、小・中学校の非常勤職員を除き、241名もの非常勤職員が各部局に配置されている。当市では、定数削減計画によって職員数を削減してきている中、今回機構改革により2部と5室が増設されると、管理する立場の職員数が増え、実務担当職員数が減ることになることからバランスのとれた職員配置ができるのか。また、非常勤職員が増える懸念はないのか。

当市には、職員が五百何十名おり、8級制導入が可能である。今の経営会議のメンバー18名は多すぎる。

8級制の職階であれば、もっとスリム化して、少人数での運営が可能である。

今回の改革にはかなり無理があって、組織の肥大化との意見も出されている。この議論を聞かれて、市長の考えを聞く。

**答** 今回の機構改革は、当市が部・室制を導入して4年が経過し、今までの検証を行い、各部長及び室長と意見交換して、実施することとした。

当市が時代の変化に適した自治体経営を展開し、また政策立案やマネジメント能力を高めるために、今回、機構改革に踏み切った。懸念されるのは、組織の肥大化、あるいは機能の細分化であるが、庁議や経営会議、また日常的にもいろいろな会議が機能している。意思決定のスピード、組織全体が機能する市役所を築き上げるには、今回の機構改革が最適であると判断している。

## 豊田恵理 《いづれの会派にも属さない》

### 議案第84号

#### 平成21年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

#### 1 高齢者・障がい者（児）タクシー料金助成事業について

- ・助成金の内容について
- ・2000人を対象にしたアンケートについて
  - ◆どのような内容だったのか
  - ◆その結果はどうだったのか
  - ◆アンケートに基づいてどう改善するか

**問** 高齢者・障がい者（児）タクシー料金助成事業について補正の理由と助成金の内容を伺う。

タクシー料金助成について、75歳以上の高齢者に実施したアンケート調査の内容及び結果を尋ねる。その結果を踏まえて、今後どのように制度を改善していくつもりか。

75歳以上の方でも65歳未満の方と同居している場合等は、助成事業の対象者にならないのはおかしいという多数の意見を聞いている。助成対象にできない理

由は何か。

75歳以上の希望者をすべて対象としても、実際に全員が助成制度を利用するとは限らないことなど、大幅な利用率の向上はないと思う。65歳未満の人と同居の場合は助成対象外ということで、必要以上に混乱が生じている。対象者を75歳以上の希望者全員とした場合どうなると考えているのか。

**答** タクシー料金の助成事業は、高齢者・障がい者の外出支援策として実施している。高齢者の交付人数が見込を上回っていることから補正をお願いした。

今回の調査は、75歳以上の高齢者2,000人と、民生児童委員の方に制度見直しの必要性、利用枚数制限、外出の頻度などの設問でアンケート調査を実施した。回収率は、高齢者で、59.6%であった。

来年度に向けて財政負担増も考慮し、交付対象者等について見直しを行ってまいりたい。

75歳以上全員を交付対象者とした場合、対象者数及び交付金額が大幅な増となり、慎重な検討が必要と考えている。

一般質問には16名の議員が質問を行いました。内容は次のとおりです。  
(質問一覧中、太字の質問について、質問の要旨、答弁を記載しています。)

## 森 美和子 《緑風公明クラブ》

### すべての子育てを支援するしくみづくりについて

#### 1 食物アレルギー疾患の特徴を踏まえた取組みについて

- ・食物アレルギー疾患に対する認識について
- ・緊急時に備えた対応について
- ・周知と意識啓発について

- 2 脳脊髄液減少症に対する理解について
- 3 小児弱視児に対する支援について
- 4 福祉・教育機関等における介助員の考え方について
- 5 「すべての子育てを支援する」ことに対する市長の考え方について
- 6 亀山市「子ども権利条例」制定の考え方について

**問** 食物アレルギー疾患に対してどのような認識を持っているのか。日本学校保健学会発行の「学校アレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」では、アレルギー疾患の子どもたちを学校でどう支えるかという視点で取り組みを促してある。食物アレルギーの児童・生徒が重い症状に陥った際に、症状を緩和するエピペン注射を教職員が打つなどの緊急時の対応と体制づくりはどのようにしているのか。

さらに、アレルギーに対する児童・保護者への啓発と教職員の研修体制について伺う。



**答** 食物アレルギーは、症状によっては生命の危機にもつながるおそれがある疾患で、学校給食を実施するに当たり、食物アレルギーを有する児童・生徒について個別に状況を把握し、適切に対応していくことが必要であると認識している。

学校においてアレルギー症状が発生した場合には、担任教諭、養護教諭、保護者と相談して、その症状に合わせた対応を行っており、緊急に医療的な対処が必要な場合には、保護者に連絡するとともに、救急車により病院へ搬送することとしている。

現在、学校給食におけるアレルギー対応のガイドラインを作成中であり、重症のアレルギーを持つ児童・生徒についてはエピペンなどを預かり、保健室で管理を行うことも含め検討している。

また教職員へは、職員会議等で情報交換や対応の周知徹底を図っており、今後、養護教諭等の研修会を通して見識を深め、全教職員が共通理解をもって対応できるように努めていく。

児童・保護者へは学級指導や、給食だより、学校だよりなどを通じて食物アレルギーに関する情報提供や、アレルギーに対する理解の向上に努めていく。

## 竹井道男《市民クラブ》



### 液晶産業の企業誘致効果について

- 1 誘致後5年間の総括について
- 2 税収面からの総括について
  - ・ 奨励金を除く実質の税収増加分は、どれくらいなのかについて
  - ・ 税収増による行政への波及効果について
- 3 今後の企業誘致の考え方について

#### 平成22年度予算編成方針について

- 1 財源不足としているが、通常の財源規模に戻るのとはについて
- 2 平成22年度の税収見込みについて
- 3 マニフェストの反映と財源確保について
- 4 歳出削減の考え方について

**問** 液晶産業は、県のクリスタルバレー構想により、平成16年度からシャープ亀山工場を中心に稼働し5年が経過した。

企業誘致の大きな効果の一つとして今年度までの5年間、奨励金を除く税収増加はどのくらいで、どんな形で予算に反映されてきたのか伺う。

当時の企業誘致は、製造業の国内回帰ということでも象徴的な誘致のスタートであったが、リーマンショック後は、逆に企業の現地生産化が加速しそうな状況で、

当時とは逆の展開も考えられる。今後の企業誘致のあり方についてどのような見解か伺う。

**答** 奨励金を除く実質の税収増加分は、シャープを初め新規液晶関連企業12社の法人市民税及び固定資産税、並びに既存の関連企業の固定資産税における税収の増加分が、平成16年度決算から21年度までの6年間で約210億円に達するものと見込んでいる。

強化になった財政基盤を背景に、ハード事業では学校などの耐震化事業、スマートインターチェンジの改良事業などの早期完成が、ソフト事業では木造家屋の耐震化事業、高齢者へのタクシー料金助成、子供誕生祝い金などの事業を手がけることができたこともその効果ではないかと考えている。

今後の企業誘致は、市内事業所が亀山市で継続して良好な事業展開を図っていただけるよう、定期的な事業所訪問を行うなどして企業ニーズを十分に把握することが必要と考えている。また中核産業や関連企業を誘致するという戦略のみでなく、これまで以上に多業種、多層的な産業の集積を図っていくことが必要とも考えている。商工会議所、三重県企業立地室、近隣市町とも連携し、今後の企業誘致、産業振興を進めてまいりたい。

## 伊藤彦太郎《ぼぷら》



### 医療センターの経営について

- 1 経営状況について
- 2 患者数と経営状況の関係について

#### 関ロツジの経営について

- 1 市長選挙での公約に掲げられた「関ロツジ再生構想」とは
- 2 関ロツジ本館を今後どうするのか

**問** 現在の経営状況について伺う。  
また、どのくらいの患者数があれば経営状況は改善されるのか伺う。

さらに、積極的な受け入れをした場合の体制は整っているのか確認する。

**答** 現在の医療センターの経営状況は、昨年決定した「亀山市立医療センターの今後の方向性について」に基づく改革プランに従い、入院病床は60床運用とし、4月から9月の実績は、平均50.2床である。透析は目標とする79人に対し10月末で77人、外来は1日平均患者数が昨年度135人に対し134人と、目標達成に向けて取り組みを進めている。これによる収益は全体として昨年度より9,300万円ほど増加している。支出についても現在の診療機能を効率的に活用し、経費の節減と方向性に基づく改善プランの達成に向け、さらなる取り組みを進めてまいりたい。

また患者数と収益の関係については、現在医師6名と、大学病院、開業医、非常勤医師により体制を整備しており、可能な限りその人人体制を活用し、積極的な患者の受け入れによって収益の増収を図ってまいりたい。

今後も体制整備の充実を図り、医療センターが機能し、本来の役割を果たすよう努めていくことが、経営状況の改善にもつながると考えており、医師を初め看護師、技師、職員一丸となって取り組みを進めているところである。

## 服部孝規《日本共産党議員団》



### 事業仕分けについて

- 1 政府が実施した事業仕分けで、亀山市に影響が出るものがあるのか
- 2 過去2年間、市が実施した事業仕分けをどう評価しているのか
- 3 事業仕分けの対象とする事業をどのような基準で選んだのか
- 4 櫻井市長の掲げる「事業仕分け制度のバージョンアップ」とはどんな内容か
- 5 予算編成に反映させるのなら、市内部で行われている予算査定議論こそ公開すべきではないのか

### 国民健康保険税の一部負担金の減免制度について

- 1 国民健康保険法第44条第1項で「一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し」、「減免又は徴収猶予の措置」がとれると規定されているのに、なぜ、亀山市はやらないのか
- 2 7月1日に厚生労働省が「一部負担金減免等の適切な運用」を求める通知を出しているが、こうした通知も無視するのか

**問** 国民健康保険法の44条には、病院の窓口で自己負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、減免または徴収猶予の措置がとれると規定されているがなぜ亀山市はそういう制度を設けないのか伺う。

**答** 市では、これまで医療費の一部負担金の支払いが困難な方については、高額療養費資金貸付制度で対応してきた。しかし昨年秋以降の急激な経済不況による雇用・経済状況の悪化により所得が低下した方が増加していることから、医療機関の窓口で支払うべき一部負担金を支払うことが困難な方への減免制度の必要性については、十分認識している。

今年7月1日付で厚生労働省医政局等から、生活に困窮する国民健康保険の被保険者について、医療機関との連携による一部負担金減免等の適切な運用や国保担当部局と生活保護担当部局の連携等の適切な対応を求める通知が出されているところである。

亀山市としては、現下の経済情勢等を考慮し、セーフティーネットの一環として、早い段階で一部負担金の減免に関する制度化を進めるとともに、今後も医療機関や福祉事務所と十分に連携を図ってまいりたい。

## 中村嘉孝《新和会》



### 地域福祉計画について

- 1 亀山市及び県内他市の策定状況は
- 2 亀山市の地域福祉（計画）についての現状認識について「地域福祉の意義と役割」
- 3 計画策定にあたり社会福祉協議会との連携について「地域福祉活動計画」

### 事業仕分けについて

- 1 過去2年間の「事業仕分け」の検証について（手法、実績、効果等）
- 2 内部統制やセキュリティ、情報管理等はしっかりと確立されていたか

### 放課後対策事業（放課後子どもプラン）について

- 1 亀山市の現状（進捗）について
- 2 加太地区の「学童保育」設立について

### 地上デジタル放送移行について

- 1 亀山市内の難視聴（受信障害）地域の現状と市としての対応について
- 2 地上デジタル放送への移行に伴う、テレビ買い替え時の不法投棄について

**問** 地上デジタル放送の移行について難視聴地域への対応はどうするのか。ケーブルテレビだけでなく、通信衛星送信や、IP放送、ギャップファイラーというような方法は検討していないのか。

またテレビ買い換えによる不法投棄の増加が考えられるが、家電リサイクル法のあり方も含めどう考えているか伺う。

**答** 総務省によると、亀山市内で地理的条件から地上デジタル放送波を受信できない難視聴地域は加太地区と安坂山町坂本地区ということである。

当市は全市域にケーブル網が張りめぐらされていることから難視聴対策は、ケーブルテレビへの加入促進が最適な方法と考えている。両地区のケーブルテレビ加入率は今年5月現在で約60%に達しており、さらに加入をいただきたい。

また、議員ご提案のギャップファイラーは設備設置等への個人負担、IP通信については多方面での調整や検討が必要であり、やはりケーブルテレビの加入が一番安価で確実な方法であると考えている。

テレビの不法投棄の状況は平成19年度122台、20年度137台、21年度11月末現在123台と増加傾向にあり、地上デジタル放送への移行に伴うテレビの買い替え時の不法投棄も一因と思われ、さらに防止、監視の強化に努めてまいりたい。

現在の家電リサイクル法は、リサイクル料金後払い方式で不法投棄の増加にもつながることも考えられ、国に対し、制度の見直しについて要望をしていきたい。



### 関宿足湯施設(小萬の湯)とその周辺について

- 1 オープン後の入場者数はどのくらいか
- 2 利用者の評価はどうか
- 3 温泉の今後の有効利用はあるのか
- 4 散策案内施設の活用方法は
- 5 関宿観光駐車場の状況はどのように把握しているのか

#### 鈴鹿関跡について

- 1 現在の進捗状況は
- 2 今後の計画は

#### 校庭の芝生化について

- 1 マニフェストによると学校の校庭を芝生化すると掲げているがその計画はどうなっているのか

#### JR亀山駅とJR関駅について

- 1 昼間の時間帯において、関駅から亀山駅の接続が悪く長時間待たなければならないが何とかならないか
- 2 朝7時の関駅から亀山駅行きの車両が2両編成で超満員状態なので車両を増やせないか

**問** 10月10日オープンした関宿足湯施設の状況と今後の活用、また関宿観光駐車場は、観光シーズンなどは非常に混雑するが、その状況の認識と今後

の対応について伺う。

**答** 関宿足湯交流施設は無料の施設で入場券等の発行をしていないため正確な利用者数はつかめていないが、毎日の管理業務日誌によるとオープンから11月末までで約5,000人と多くの方に利用いただいている。気軽に利用いただけることと、赤みを帯びた塩分濃度の高い特徴のある泉質から、利用者から好評をいただいております。健康増進、憩いの場となっている。毎日ご利用いただく方も多く、体が温まる、足の関節痛が緩和された、皮膚病が治ったなどの声を聞いている。

温泉の活用方法は、第1次亀山市総合計画で関地区の温泉を利用した足湯施設としての整備という位置づけをしており当面は足湯として活用していく。

関宿散策案内休憩所施設の活用は、今後の利用状況も見ながら検討していきたい。

関宿観光駐車場は、歴史まちづくり法の選定を受けたこともあり、駐車場がいっぱいで、観光バスが関支所駐車場を利用したり、路上に待機するといった事態が生じている。まずは駐車場の舗装とバス専用箇所のライン表示を行い観光バスの駐車場の確保、さらには観光バスが余裕を持って駐車できる新たな観光駐車場の整備も考えていきたい。



関宿観光駐車場



関宿散策案内休憩所



関宿足湯施設(小萬の湯)

## 松上 孝《市民クラブ》



なぜ待機があるのかについて

- 1 保育園・幼稚園の入園待機児について
- 2 老健施設などの待機者について
- 3 市営住宅の待機者について

なぜ多文化共生のまちづくりが必要かについて

- 1 外国につながる児童生徒への指導教員と通訳の増員について
- 2 多文化に関わる教職員及び関係職員の待遇改善と研修の充実について
- 3 外国住民への横断的な対応、迅速な情報発信について

**4 多文化共生推進協議会(仮称)の早期設置について**

**5 外国人集住都市会議への参加継続について**

問

多文化共生推進協議会(仮称)設置の考え方と、外国人集住都市会議とはどのような会議で、参加した結果はどのようなものであったのか伺う。また今後も参加継続を考えているのか併せて伺う。

## 葛西 豊《ぼぷら》



平成22年度予算編成について

- 1 歳入における市民税の減額が予想されるが、補填財源の見通しはあるのか
- 2 来年度新規事業または目玉となる事業はどのようなものか

国鉄の街亀山の再現について

- 1 9月21日、22日両日にわたり紀勢本線50周年を記念して“駅”サイティングまつりが開催されたが、市長の思いは
- 2 今後イベントをやっていく予定はあるのか
- 3 長浜市においては蒸気機関車が走っているが、見学をしたことがあるか。ないとすれば今後見学に行く気があるのか活性化のため尋ねる

歴史的風致まちづくりについて

- 1 亀山市は歴史まちづくり法全国1番目に名乗り出て認定されたが、補助金(国、県)にはどのようなものがあるのか
- 2 今後どのように歴史的風致まちづくりを進めていくのか思いを聞く

問

景気の低迷が叫ばれる中、市長はニューリーダーとして、またトップセールスマンとして財源確保をどのように行っていくのか、どのような予算

答

第1次総合計画には、市民参画・協働と地域づくりの推進として「国際交流協会」の設立を働きかけていくことを掲げている。本年度実施している国際化推進事業の中で、亀山市として初めて外国人住民を含めた市民で構成する生活情報作成ワーキングを設置し、さまざまな国籍の皆さんに、共通言語として易しい日本語を使いながら生活に必要な情報を話し合い、まとめていただいている。このような外国人と日本人とがともにまちづくりに参加する取り組みを通じて、少しずつでも多文化共生推進協議会(仮称)のような組織につながっていけばよいと考えている。

外国人集住都市会議は、外国人住民が多数居住する28都市が構成員となり外国人住民にかかわる施策や活動状況に関する情報交換を行う中で、地域で顕在しつつある問題の解決に積極的に取り組んでいくことを目的としている。

本市も今年度から参加をしており、他都市と実態や情報を共有して、さまざまな問題に取り組むことができるなど、加入により大きな効果が期待ができ、今後も継続して加入をしたいと考えている。

編成を行うのか伺う。

また、市長の掲げているマニフェストの進捗状況と、22年度の新規事業の主なものは何か伺う。

答

現在平成22年度予算編成作業を進めており、今後は市税の減収が見込まれ非常に厳しさが増すものと認識している。政権交代に伴い財源確保の仕組みは変わってくることから、各部長に対し、多角的に事業をとらえ、国・県の交付金等の情報収集に努め、事業を立案するように指示をした。従来までの関係省庁へ陳情を行うのではなく、亀山市として今後積極的に政策提言を行っていきけるような体制整備や展開を行いながら、歳入確保を目指していきたい。

来年度事業について、平成22年度は第2次実施計画の初年度に当たり、市民の暮らしの質を高めるための政策を優先して実施していきたい。

また、マニフェストの進捗状況等は、中学校卒業までの医療費無料化を初め、期限をすぐに、1年以内と明記したものは、第1次実施計画に位置づけて、本年度既に実施した施策が19項目ある。今後、マニフェストに掲げる施策のうち、2ヵ年で実現可能な施策、または方向性を定められる施策を、総合計画との整合性を持たせた上で第2次実施計画に位置づけ、3月議会でお示しをさせていただきたい。

## 福沢美由紀 《日本共産党議員団》



### 保育所事業について

- 1 特別保育事業の拡大の進捗状況について
- 2 待機児童、現況と対策について
- 3 保育士の雇用状況について

#### CEF亀山ウインドファーム計画について

- 1 『既に施設が設置されている地域などの状況も勘案をしながら研究を深め、慎重に取り扱ってまいりたい』との答弁があったが、調査結果はどうであったのか
- 2 今後の市の対応は

#### JR下庄駅前整備について

- 1 駅前広場の舗装について
- 2 駐輪場について

#### 家電リサイクル製品の自治体での受け入れについて

- 1 家電の不法投棄の状況について
- 2 亀山市でも受け入れをしてはどうか

**問** 保育所の待機児童は、4月1日でゼロでないのは県下で4市町だけである。その中でも亀山市は突出して待機児童が多いという結果であったが、その状況と対策について伺う。

また、保育士においても亀山市は非正規雇用、非常勤職員の占める割合が県下でも非常に高いがその待遇

についても伺う。

**答** 待機児童は10月1日現在64名で、ゼロ歳児が23名、1歳児が17名、2歳児が24名となっている。待機児童解消対策としては保育士の確保として直接雇用、人材派遣も含めできる限りの確保をしていることや、第二愛護園の増築による定員の増加を考えている。その他 民間託児所の紹介や保育ママについて研究を行っているところである。

保育士の雇用状況は、10月1日現在で正規職員が43名、非常勤職員が勤務時間4時間と8時間の職員を合わせ延べ102名である。

給与については、正規職員が、短大卒の初任給で見込むと地域手当、期末・勤勉手当、通勤費用を含め年間約250万円、保育士全体の平均給与を見込むと年間約480万円である。非常勤職員はクラス担任の場合、時間1,300円で通勤費を含めて見込むと年間で約240万円である。

今後、保育所のあり方検討委員会の中で、保育所の配置・運営について検討することを考えており、その結果も十分勘案しながら、適正な人員配置に努めていく。また非常勤職員の通勤費についても改定に向けた検討を進めていきたいと考えている。

## 鈴木達夫 《新和会》



### 小中学校の空調機整備事業について

- 1 空調設備設置に対する基本的考え方について
- 2 教室の温度調査結果について
- 3 3ヶ年計画の概要について
- 4 今後の事業展開について

#### 地域医療再生と医療費削減について

- 1 国保における保険給付費の実態と今後の予想について
- 2 地域医療再生プロジェクトの全体プランについて

**問** 市長のマニフェストに掲げられている教育のカタチの中で、小・中学校のサマースクール、特別支援教室への冷房設備100%完備を3年以内に実現するとあり、本年度より3年計画にてサマースクール、特別支援教室に予算計上されている。

夏季の現状は、文部科学省の学校環境衛生基準を上回る暑さであり、アレルギー疾患等に対しても、多くの生徒が苦しい思いをしている。教職員もかなり悪い環境であると思うが、この空調機整備事業は、普通教室すべての冷房設備完備のためのワンステップなのか

伺う。

**答** 空調設備設置に対する基本的な考え方は、高温多湿な夏季の時期は、子供たちにおいては学習に対する集中力が不足したり、健康への影響も懸念をされており、まずは小・中学校の夏休み期間中における勉強会や補充学習などのサマースクールや体温調整が難しい児童の生活等々に配慮をし、特別支援教室に設置を行うものである。普通教室への設置は、地方財政の推移、財源、コスト、効果なども含めて総合的な判断をしていく。

また、小・中学校、幼稚園の計17ヵ所で行った室温測定結果からは改めて教室内の温度は相当高く、児童・生徒の学習環境、生活環境から空調設備の整備が必要であると考えており、現段階では、3ヶ年計画でサマースクール、特別支援教室の空調機の設備整備を進めているが、亀山市の子供たちの教育環境をしっかりと段階的に作り上げていくためにも、慎重かつ総合的な判断で臨んでいきたい。



## 宮崎勝郎 《緑風公明クラブ》



### 食育について

- 1 食育計画の推進は怎么样了なのか
- 2 学校教育の中で食育についての教育はなされているのか
- 3 学校、保育園の給食はどのようにされているのか

### 亀山の図書行政について

- 1 学校での図書館の運営は十分なのか
- 2 市立図書館の利用状況はどうか
- 3 図書館、学校図書館のネットワークはできているのか
- 4 図書館の施設は現在の図書館で大丈夫か

### 道路・交通のネットワークについて

- 1 リニア中央新幹線の亀山駅誘致について今後どのように考えていくのか
- 2 亀山市の道路計画は進んでいるのか

### 南部地域の活性化について

- 1 自然の森公園白紙撤回後どのように考えているのか
- 2 鹿島橋の架け替えは進んでいるのか
- 3 南部地域の公共下水道の整備計画は進んでいるのか
- 4 金王道の保存整備は考えているのか



市長が自然の森公園整備計画を白紙撤回され、地元地域においても自治会、コミュニティー等

で地域おこし等について考えているが、市長のその後の考えについて伺う。

また、阿野田・天神・和賀地区の公共下水道の整備計画、及び金王道の整備についての考え方を伺う。



自然の森公園白紙撤回後の南部地域への考え方としては、先日も南部地域へ出向かせていただき、地域の皆さんに地域のあるべき姿について議論もいただいた。地域で取り組んでいただくべきもの、行政として取り組むべきものを整理し、官民一体となって地域振興や生活環境の質を高めていくような取り組みや議論を今後も重ねてまいりたい。

鹿島橋の架け替えは、三重県により進められており、架け替えする鈴鹿川の河川計画変更に伴う橋梁の修正設計業務を行うとともに、三重県と国土交通省において、河川協議を進めていただいている。

また、阿野田町、天神地区などの公共下水道整備は、平成26年度から平成30年度を予定している。

金王道の保存整備は、市のまちづくり地域支援事業により、昼生地区コミュニティーの地域の皆さまが熱心に活動し取り組んでいただいている。市としては、歴史・文化を尊重した位置づけとして、保存に努めていくべきものであり、従来の古い形で保存・継承していく取り組みが適切ではないかと考えている。

## 前田耕一 《市民クラブ》



### 雇用の現況及び緊急雇用対策等について

- 1 亀山市内事業所の雇用状況について
- 2 年末・年始に向けての雇用関係対策について
- 3 三重ワンストップサービスデーの結果について
- 4 平成22年3月新規学卒者の就職内定状況及び未内定者のための対策について

### 安心・安全のまちづくりについて

- 1 児童・生徒の登下校時の安全確保とサポート体制の確立について
- 2 屋外公共施設の安全対策について
- 3 屋外公共施設等への防犯カメラの設置について



街頭犯罪は、地域ボランティアや、亀山警察署などの努力により減少はしているものの、日常的にいつどこで発生しても不思議でない状況の昨今である。児童・生徒の登下校時の安全確保とサポート体制について伺う。

また、市内にある公園を初めとする屋外公共施設は、不特定多数の人が自由に出入りでき、犯罪に至る可能性が大きく防犯カメラの設置が必要と考えるがどうか。



児童・生徒の登下校時の安全確保とサポート体制については、事案の発生時には、亀山地区防犯協会によるセーフティコミュニティ・ヒューマンネットワークで、市内全小・中学校に情報の提供や、市の亀山あんしんメールにおいても登録者に逐次情報提供がされている。

また本年度市内5ヵ所に防犯カメラを設置いたしてあり、青少年総合支援センターの青色回転灯車による巡回パトロールも定期的に行っている。それに加えて、本年度は2地区の市民ボランティアにより青色回転灯車の巡回パトロールも始めていただいたところである。

屋外公共施設については指定管理者である財団法人地域社会振興会において、地域密着型の安全な公園を目指して、ボランティア組織の公園安全見守り隊が結成され、市内の公園で巡回や遊具点検等に取り組んでいただいている。

防犯カメラについては、公園の出入り口とか駐車場など効果的な場所を選定し、設置の検討を行っていききたい。

## 櫻井清蔵 《ぼぷら》



北東部消防分署について

- 1 市長のマニフェストに北東部消防分署の建設をめざすとあったがその考えはどうか

AEDの市内の設置状況について及び今後の対策について

- 1 公共施設、市民が多く集積する民間の施設、市内民間企業等の設置状況を知りたい
- 2 現在公共施設については以前より随時設置がなされてきたが、民間施設、企業においては緊急時における対策が充分ではないのではと考えられる中、行政として設置に際しての補助制度を創設し市民の安心、安全の確保を目指す考えはどうかを知りたい

下水道料金について

### 1 改正の時期では

人工透析の機器の更新について

- 1 今後の対応は

消防署資機材について

- 1 緊急時等に備えた消防資機材の予備資機材（工作車及び化学車）の備蓄は充実しているのか

狭隘道路について

- 1 市内に点在する狭隘道路の市長の認識と今後の対策について（北山町、三寺町、中庄町、両尾町原尾地区等）

## 岡本公秀 《新和会》



鈴鹿川における中学生の水死事故について

### 1 6月23日に起きた鈴鹿川堰堤における中学生の水死事故について

- ・消防本部に一報が入ってからの経過について
- ・中学校の対応について

### 2 行方不明者の捜索について

### 3 今後の対策について

友好都市提携について

- 1 現在、高梁市と亀山市の交流状況について
- 2 友好都市提携についての考え方について

**問** 中学生の放課後の行動を把握することは、学校にとっても難しいことで、今回の事故当日も正確な事態の把握に手間取っていたように感じた。当日の経過を伺う。

学校にとって大切なことは、生徒たちの心のケアであるが、その後の学校での対応と今後の対策について伺う。

**問** 下水道料金と上水道料金を同一料金表にする時期にあると考えるが行政の考えを知りたい。

料金を統一することにより供用開始地域内接続推進を図るべきだと考えるが。

**答** 上水道事業と下水道事業はそれぞれ独立した会計で運営をしており、上下水道の料金統一は大変厳しいと考えている。

それぞれの会計の経営状況や財政的な見地を考慮しながら、料金の見直しの検討は必要であるが、長い年月をかけてインフラ整備をしていくので、将来を見通しての料金設定やコストとのバランスを考慮して設定し、その収支を健全な状態で運営していくことが原点になくはないと考えている。

近い将来、今の下水道事業も公営企業会計を導入していきたいと考えており、これからのさまざまな取り組みの中で、料金の見直し等を検討していきたい。

**答** 本年6月23日17時47分、119番通報により亀山消防署と関消防署が出動、その後消防団の出動要請を行い、亀山警察署と合同で捜索を行った。その後ダイバー2人の応援を受けたが発見には至らなかった。このため堰堤上に土のうを積み上げ、水流を遮断した後捜索を行い、24日午前1時20分ごろ、要救助者を引き上げ、医療センターへ運んだという経緯である。

学校での事故後の対応は、子供たちの精神的な痛み、保護者の痛恨の思い、教師の無念さ等精神的な打撃にかんがみ、スクールカウンセラーの特別派遣等を県教育委員会に依頼し、精神面のケアに努めたところである。

今後は、教職員、保護者、地域の方々の危機管理意識の向上や、関係機関との連携を深め、平素から事故に対する取り組みの訓練や体制づくりを図ることが必要で、二度とこのような事故を起こさないという強い意志を持って対応いたしたい。また、水難救助活動に伴う資機材の見直しや市内の河川の危険箇所の把握等に努めているところである。

## 大井捷夫 《新和会》



### 食育推進計画の策定について

- 1 その概要と進捗状況について
- 2 食に対する専門的な幅広い方からの意見、市民からの声の反映が不可欠と思うが、その取り組みについて
- 3 学校教育における食教育の現状について
- 4 学校給食における地産、地消の取り組みと給食メニューやその啓発についての現状について
- 5 食育問題の全庁的な取り組みについて

### 地球温暖化防止対策について

- 1 新政権のマニフェストである2020年における1990年比CO<sub>2</sub>25%削減や、現在開催されている国連気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）の動きと、市長のマニフェストのグリーンプラン2030（CO<sub>2</sub>25%削減ー2030/1990）の関係を問う
- 2 市長のマニフェストは実現可能であるのか
- 3 今後、市長のマニフェストの実現に向けて、本市はどのような取り組み・施策を講じていくのか

**問** 食育とは、生きる上での基本であって、知育・徳育及び体育の基礎となるべきもので、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する

力を習得して、健全な食生活を実践することができる人間を育てることであると認識している。本市における食育推進計画の策定等について伺う。

**答** 食を取り巻く環境は、近年の急速な社会経済情勢の変化に伴い、食の外部化、簡便化などにより、多様化する一方で、相次ぐ食品の偽装表示等で食の安全性が問われ、食生活で悩みや不安を持つ人が増加している。

こうした中で、食の大切さをいま一度見直すとともに、食の知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人づくりを目的に、食育推進計画を策定するもので、現在学識経験者を初め医師会、歯科医師会、老人クラブ、婦人会、食の生産者などさまざまな分野の方により策定を進めているところである。また市民や小・中学生の保護者合わせて2,000名のアンケート調査も行い、幅広い声を反映していきたい。

食教育の現状としては、現在小学校3校に栄養教諭を配置しており、学校給食管理に加え、食育にかかわる授業及び児童・生徒への個別指導などを行っている。またそれぞれの学校に赴き、担任教諭と協力しながら、食育にかかわる事業を計画的に行っているところである。

## 豊田恵理 《いずれの会派にも属さない》



### 危機管理について

- 1 災害が起きた時の連絡手段について
- 2 災害時のマニュアルについて
- 3 天神マンボの進行状況について

### 経済危機対策について

- 1 市財政の状況と今後の見通しについて
- 2 雇用状況について
- 3 生活保護について

### 高齢者・障がい者の交通手段について

- 1 さわやか号について
- 2 タクシー助成の在り方について
- 3 高齢社会化に対する今後の交通手段の在り方について

**問** 災害が起きた時はできる限り現状把握をしたいが、電話やテレビが使えない、携帯電話も混線状態で使えない、道路も遮断されている場合など情報を得る手段が全くない場合に、情報を得るために市民はどうすれば良いのか。

また、実際に災害が起こったときの市民のとるべき行動が示された、市民に対するマニュアルはあるのか。

さらに、天神マンボ補修の進行状況について伺う。

**答** 市民の皆様から市への連絡方法は、代表避難所となる小・中学校やコミュニティセンターなどに、衛星を経由して通信を行う衛星携帯電話を災害等の連絡方法として整備している。市民の方々への情報提供等は、防災行政無線や安心メール、広報車など、あらゆる方法・手段を用いて、正確な情報を迅速にお知らせし、不安を最小限にとどめるよう努めていく。

市民向けのマニュアルとしては、平成20年4月に、避難所や災害に備えた非常持ち出し品の準備や行動について記載した防災マップを各戸へ配布させていただいている。さらに、防災に関する新情報など市ホームページに掲載をしている。

また、地域に向いての講話や過去の災害の映像や写真を用いて自然災害の恐ろしさを再認識していただくなど、防災意識の向上に努めているところでもある。

天神マンボ整備は、去る9月末に詳細設計を発注し、その中で、家屋の安全性が確保できるような施工方法や工事用道路や資材置き場等の確保について、現在検討を進めている。

請願の結果（12月議会で審査）

件名	請願者	紹介議員	結果
亀山市立医療センターの透析機器の早期更新に関する請願書	亀山市野村1丁目10番26号 三重県腎友会 亀山支部長 佐敷 節男	水野 雪男 櫻井 清蔵 服部 孝規 前田 稔典 宮村 和典 竹井 道男	採 択
改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願書	津市養正町17番17号 三重県司法書士会 会長 川谷 武史 外1名	池田 依子 伊藤 彦太郎 鈴木 達夫 前田 耕一 服部 孝規	採 択

上記2件の請願は、下記のとおり意見書を亀山市長、関係大臣に提出いたしました。

亀山市立医療センターの透析機器の早期更新を求める意見書

現在、腎疾患患者約70名が、亀山市立医療センターにおきまして透析を受けられておりますが、23台ある透析機器の一部には長年にわたり使用しているものもあり、機器の不具合等も発生していることから、多くの患者は不安を抱きながら透析を受けている状況にあります。

市長のマニフェストには、医療センターを最優先で再生すると掲げられておりますが、医療設備・機器の充実を図り、市民が安心して当医療センターを利用できる環境整備も重要と考えます。

つきましては、全ての腎疾患患者が安全に透析が受けられますよう、亀山市立医療センターの長期間使用している透析機器につきましては、早期に更新を図られるよう強く要望します。

平成21年12月17日

三重県亀山市議会

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

経済・生活苦での自殺者が年間7,000人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む同法が完全施行される予定であります。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の拡充、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定し、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を切るなど多重債務対策は確実に成果をあげつつあります。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている、特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどを殊更強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調があります。

しかしながら、1990年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際には、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化しました。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制の貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増などが懸念されます。

今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などです。

よって、政府におかれては、多重債務問題解決のため、①改正貸金業法を早期に完全施行すること。②自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を充分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。③個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。④ヤミ金融を徹底的に摘発すること等の施策を図られるよう強く要望します。

平成21年12月17日

三重県亀山市議会